

## 滝川市の条例の準用に関する条例

昭和55年 2月16日

条 例 第 2 号

滝川市の条例の準用に関する条例（昭和44年空知教育研修センター組合条例第2号）の全部を改正する。

（準用規定）

第1条 空知教育センター組合の運営に関し、次に掲げる滝川市条例を準用する。

- （1）滝川市の休日を定める条例（平成2年滝川市条例第19号）
  - （2）職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和51年滝川市条例第41号）
  - （3）滝川市職員の定年等に関する条例（昭和59年滝川市条例第20号）
  - （4）職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和46年滝川市条例第34号）
  - （5）職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和46年滝川市条例第35号）
  - （6）滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年滝川市条例第10号）
  - （7）一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年滝川市条例第21号）
  - （8）職員の育児休業等に関する条例（平成4年滝川市条例第1号）
  - （9）滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滝川市条例第27号）
  - （10）嘱託員等の給与等に関する条例（昭和46年滝川市条例第127号）
  - （11）職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）
  - （12）議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和46年滝川市条例第31号）
  - （13）議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年滝川市条例第58号）
  - （14）滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年滝川市条例第43号）
  - （15）財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和46年滝川市条例第48号）
  - （16）滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滝川市条例第27号）
- （読み替え等）

第2条 前条各号の準用条例中「市長」とあるのは「組合長」、「滝川市」及び「北海道滝川市」とあるのは「組合」、「本市」とあるのは「本組合」、「市」とあるのは「滝川市」、「市内」とあるのは「滝川市内」、「市外」とあるのは「滝川市外」とそれぞれ読み替える。

（規則への委任）

第3条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年2月23日条例第1号）

この条例は、平成3年4月7日から施行する。

附 則（平成4年11月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター設置条例の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式条例の規定、第3条の規定による空知教育センター組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第4条の規定による空知教育センター組合公平委員会設置条例の規定、第5条の規定による空知教育センター組合職員定数条例の規定、第6条の規定による滝川市の条例の準用に関する条例の規定、第7条の規定による空知教育センター組合特別会計条例の規定及び第8条の規定による空知教育センター使用条例の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成24年11月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月28日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。